

答 申

第1 山口県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県警察本部長（以下「実施機関」という。）が令和4年(2022年)9月13日付け山口交指第342号及び令和4年(2022年)9月13日付け山口地運第180号で行った個人情報開示請求の部分開示決定（以下「本件各処分」という。）は、妥当である。

なお、本件各処分に対する審査請求に係る諮問は、令和4年12月14日付け山公委（警県）第67号及び令和4年12月14日付け山公委（警県）第69号の2件であるが、同一の開示請求に係る決定に対する審査請求に係る諮問であり、審査請求人が同一であること及び審査請求の趣旨が同様であるため、これら2件を併合して審査した。

第2 審査請求に至る経過

1 個人情報の開示請求

審査請求人は、別表の「請求日」欄に掲げる各日付けで実施機関に対し、山口県個人情報保護条例（平成13年山口県条例第43号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定により、同表の「請求番号」欄に掲げる開示請求（以下「本件各請求」という。）を行った。

2 公文書の特定

実施機関は、本件各請求に係る公文書として、〇〇にかかる無許可道路使用に対する告発の申出について（方針）及び110番通報（署通報）受理用紙（以下「本件各公文書」という。）を特定した。

3 実施機関の処分

実施機関は、本件各請求に係る個人情報（以下「本件対象各個人情報」という。）は、別表の「処分通知日及び処分内容」欄に掲げる各日付けにおいて本件各処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

4 審査請求

審査請求人は、本件各処分を不服として、別表の「審査請求日」に掲げる各日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件各処分の取消しを求めるといふものである。

2 審査請求の理由

(1) 請求① (別表「請求番号」欄)

(省略)

(2) 請求② (別表「請求番号」欄)

(省略)

第4 実施機関の説明要旨

1 請求①に係る本件対象各個人情報について

(1) ○○にかかる無許可道路使用に対する告発の申出について (方針)

(省略)

(2) 条例第16条第5号該当性

(省略)

2 請求②に係る本件対象各個人情報について

(1) 110番通報 (署通報) 受理用紙について

(省略)

(2) 開示をしない部分及びその理由

(省略)

3 実施機関の説明要旨

(1) 請求①

(省略)

(2) 請求②

(省略)

第5 審査会の判断

1 本件対象各個人情報について

(1) 本件対象各個人情報の内容

本件対象個人情報は、請求人が店舗における歩道の一部占拠事件について通報し、その処理に至る経緯について記録されている文書のうち、○○にかかる無許可道路使用に対する告発の申出について (方針) 及び110番通報 (署通報) 受理用紙である。これらはいずれも実施機関の職員が職務上取得、又は作成した文書であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものであり、条例第2条第4項に規定する「公文書」に該当する。

なお実施機関は、条例第16条第3号及び第5号に該当することを理由に本件各処分を行っていることから、以下、実施機関が主張する非開示理由の妥当性について検討する。

(2) 条例第16条第3号について

条例第16条は、実施機関は、第3号に規定する「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」は開示をしないことができるとしながらも、同号ただし書において、同号イからハまでに掲げる情報を除くと規定されている。

（3）条例第16条第5号について

条例第16条は、実施機関は、第5号に規定する「開示をすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」は開示しないことができるとしている。

これは、開示することにより、有効かつ効率的な犯罪捜査を困難にしたり、被疑者や情報提供者等の生命、身体又は財産の保護に支障が生じたりするなどのおそれがあるから、それを防止しようとするものであるとされている。

ここで、「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見、収集、保全することをいい、ここにいう犯罪とは、法令及び条例によって刑罰を科することとされた行為の総称であるとされている。

「公共安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防・捜査等に代表される刑事法の執行を中心としたものに限定する趣旨であり、このため、「その他」ではなく、「その他の」とすることにより、「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」がその代表例であることを示しているとされている。

また、同号に該当すると考えられる個人情報に記載された公文書の具体例としては、犯罪の捜査の事実等に関する情報や犯罪の捜査等の手段、方法、体制等に関する情報が考えられるとされている。

本号について、「支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」と規定しているのは、本号に規定する情報の開示・非開示の判断には犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断などの特殊性があることから、司法審査の場においては、実施機関の一次的判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかどうかを審理・判断するにとどまるものであることを明確にしたものと解される。

このため、当審査会は、上記の考え方に基づき本号該当性を判断することとした。

2 非開示情報の該当性について

（1）条例第16条第3号該当性について

本件対象各個人情報インカメラ審理により実際に見分したところ、「〇〇に係る無許可道路使用に対する告発の申出について（方針）について」の、状況欄及

び危険性等欄に開示請求者以外の個人に関する情報が記載されていることを確認した。また、「110番通報（署通報）受理用紙」の処理決裁欄並びに処理担当者欄の実施機関が非開示とした部分に、警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影が記載されていることを確認し、事案の処理状況欄に、開示請求者以外の個人に関する情報が記載されていることを確認した。

これらの情報は、いずれも、条例第16条第3号に規定する開示請求者以外の個人に関する情報に該当し、かつ、同号イからハマまでに掲げる情報に該当しないことから、非開示とすることが妥当である。

（2）条例第16条第5号該当性について

本件対象各個人情報インカメラ審理により実際に見分したところ、「〇〇にかかる無許可道路使用に対する告発の申出について（方針）」の状況欄に、関係者への聴取および警察官の対応状況が記載され、方針欄に告発の申出を不受理とした際の判断基準が記載されていた。

また、「110番通報（署通報）受理用紙」の事案の処理状況欄に、警察が対応した状況が記録されているのを確認した。当該欄には、警察が対応した具体的な事案の事実が記載されており、これらの情報を開示することにより、将来の犯罪捜査等に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があるものと認められる。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過等

別紙のとおり

別表

請求番号	請求日等	
請求①	請求日	令和4年9月6日
	請求内容	私が〇〇〇〇年〇月〇日、〇〇〇における歩道の一部占拠事件、道路使用手続きを経ずに長時間道路（歩道）使用について通報され、その処理に至る経緯について記録されている文書のうち、私の個人情報
	請求先所属	警察本部交通部交通指導課
	処分通知日 及び処分内容	令和4年9月13日 部分開示決定
	審査請求日	令和4年9月20日
請求②	請求日	令和4年9月6日
	請求内容	私が〇〇〇〇年〇月〇日、〇〇〇における歩道の一部占拠事件、道路使用手続きを経ずに長時間道路（歩道）使用について通報され、その処理に至る経緯について記録されている文書のうち、私の個人情報
	請求先所属	警察本部地域部地域運用課
	処分通知日 及び処分内容	令和4年9月13日 部分開示決定
	審査請求日	令和4年9月20日

別紙

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
令和4年12月14日	実施機関から諮問を受けた。
令和5年10月26日	事案の審議を行った。
令和6年 2月20日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開・個人情報保護審査会第二部会員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
井 竿 富 雄	山口県立大学教授	第二部会部会長
石 原 詠美子	弁護士	第二部会 部会長職務代理者
松 本 香代子	司法書士	

(令和6年2月20日現在)